

# 地方教育費調査

## 調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的としている。

### 2 調査の対象

この調査の対象は、県及び市町村（一部教育事務組合を含む。以下同じ。）教育委員会並びに大学、短期大学を除く公立の学校である。

なお、平成19会計年度の調査対象となった教育委員会及び公立諸学校数（分校も1校として扱う。）は次のとおりである。

教育委員会 県：1 市町村：36（一部教育事務組合1含む。）

学 校 幼稚園：45 小学校：565 中学校：240 特別支援学校：26

全日制高等学校：91 定時制高等学校：10 通信制高等学校：2

中等教育学校：5 専修学校：2 （注）高等学校は課程を1校としている。

### 3 調査事項

本調査では、地方教育費を以下のとおり区分して調査した。

地方教育費	学校教育費.....公立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校（全日制・定時制・通信制課程）、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校における学校教育活動のために支出した経費
	社会教育費.....地方公共団体が条例により設置し、教育委員会が所管する社会教育施設の経費及び教育委員会が行った社会教育活動のために支出した経費（体育・文化関係、文化財保護を含む。）
	教育行政費.....教育委員会事務局（所管の教育研究所等を含む。）の一般行政事務及び教育委員会の運営のために支出した経費

上記の他に、知事部局における生涯学習関連経費について参考までに調査した。

このほか、教育に係る特定財源のうち、国・都道府県の補助金・負担金・分担金、地方債及び寄付金以外の収入を調査した。

なお、本調査は県や市町村の歳出決算額をもとに調査するが、総務省の地方財政状況調査の中の「決算状況調」、目的別歳出決算額の「教育費の範囲」とは、次の点で異なっている。

地方教育費調査	市町村決算状況調
（目的別歳出決算額には含まれていないが、本調査では計上する主な経費）	（目的別歳出決算額には含まれているが、本調査では計上されない主な経費）
<ul style="list-style-type: none"><li>・債務償還費（公債費）</li><li>・他省庁からの国庫補助金</li><li>・都道府県他部局からの補助金、市町村他部局からの支出金</li><li>・教育施設の火災保険料</li><li>・災害復旧費</li><li>・教育委員会事務局庁舎維持費</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・私立学校に対する補助金</li><li>・公立大学・短期大学への支出経費</li><li>・積立金、貸付金等</li><li>・給食費</li></ul>

#### 4 主な用語の説明

##### (1) 財源の種類別経費について

###### ア 公 費

公費とは、国及び地方公共団体が租税、使用料、財産収入、公費組入れ寄付金及び地方債の財源等から教育のために支出した経費で、調査項目は次のとおりである。

- (ア) 国庫補助金：国が地方公共団体に交付した補助金、負担金等
- (イ) 県支出金：県が地方税、地方交付税、使用料、手数料収入等の財源から支出した経費
- (ウ) 市町村支出金：市町村が地方税、地方交付税、使用料、手数料収入等の財源から支出した経費
- (エ) 地 方 債：地方公共団体が、教育施設の新設、整備、災害復旧等のために起債した経費のうち、当該年度中に支出した経費
- (オ) 公費組入れ寄付金：地方公共団体の歳入として決算に計上された寄付金・贈与金の中で、当該会計年度中に支出した経費

###### イ 公費以外の経費

公費以外の経費とは、公費に組み入れられない寄付金で、私的団体又は個人から学校又は他の教育機関へ直接寄付され、地方公共団体の歳入に組み入れられなかった寄付金のうち、当該会計年度中に支出された経費をいう。

学校教育費については、さらに次の項目に分けて調査した。

- (ア) P T A 寄 付 金：P T A が、直接学校に寄付した金額のうち、その学校のために当該会計年度中に支出された経費をいう。
- (イ) その他の寄付金：P T A 以外の校友会、学校後援会、同窓会、その他の団体又は個人が直接学校に寄付した金額のうち、その学校のために当該会計年度中に支出された経費をいう。

##### (2) 支出項目別経費について

支出項目は、消費的支出、資本的支出及び債務償還費に分類する。

###### ア 消費的支出

原則として年々経常的に支出される経費で、学校教育費ではさらに次の項目に分けて調査した。

- (ア) 人 件 費：教職員の給与並びに共済組合等負担金、恩給費等、退職・死傷手当等の経費
- (イ) 教育活動費：児童・生徒に対する教授及びその補助のために要した経費
- (ウ) 管 理 費：当該学校の管理運営に要した経費
- (エ) 補助活動費：正規の学校教育の中に含まれないが、それと密接な関係を有している学校の事業に要した経費
- (オ) 所定支払金：定期的に支払義務の生ずる経費

###### イ 資本的支出

土地・建物及び設備・備品の取得並びに既存の設備・備品の取替え及び補充に要した経費  
(学校教育費は図書購入費の調査を含む。)

###### ウ 債務償還費

地方債の元金の返済、利子の支払い及び手数料に要した経費

#### 5 その他

この報告書は、文部科学省の調査のうち、新潟県についての結果をとりまとめたものであり、調査結果については、文部科学大臣の公表が確定数である。